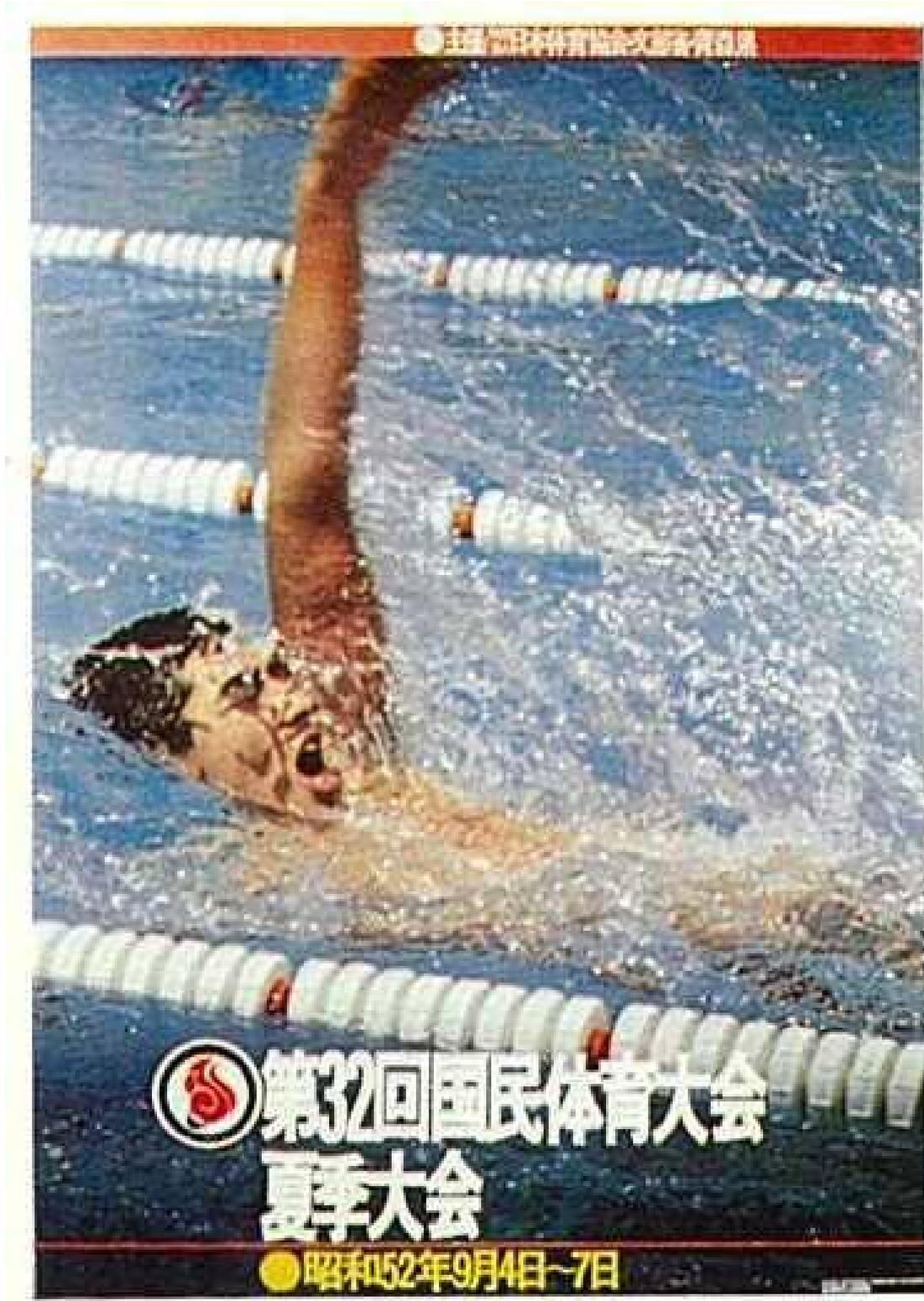
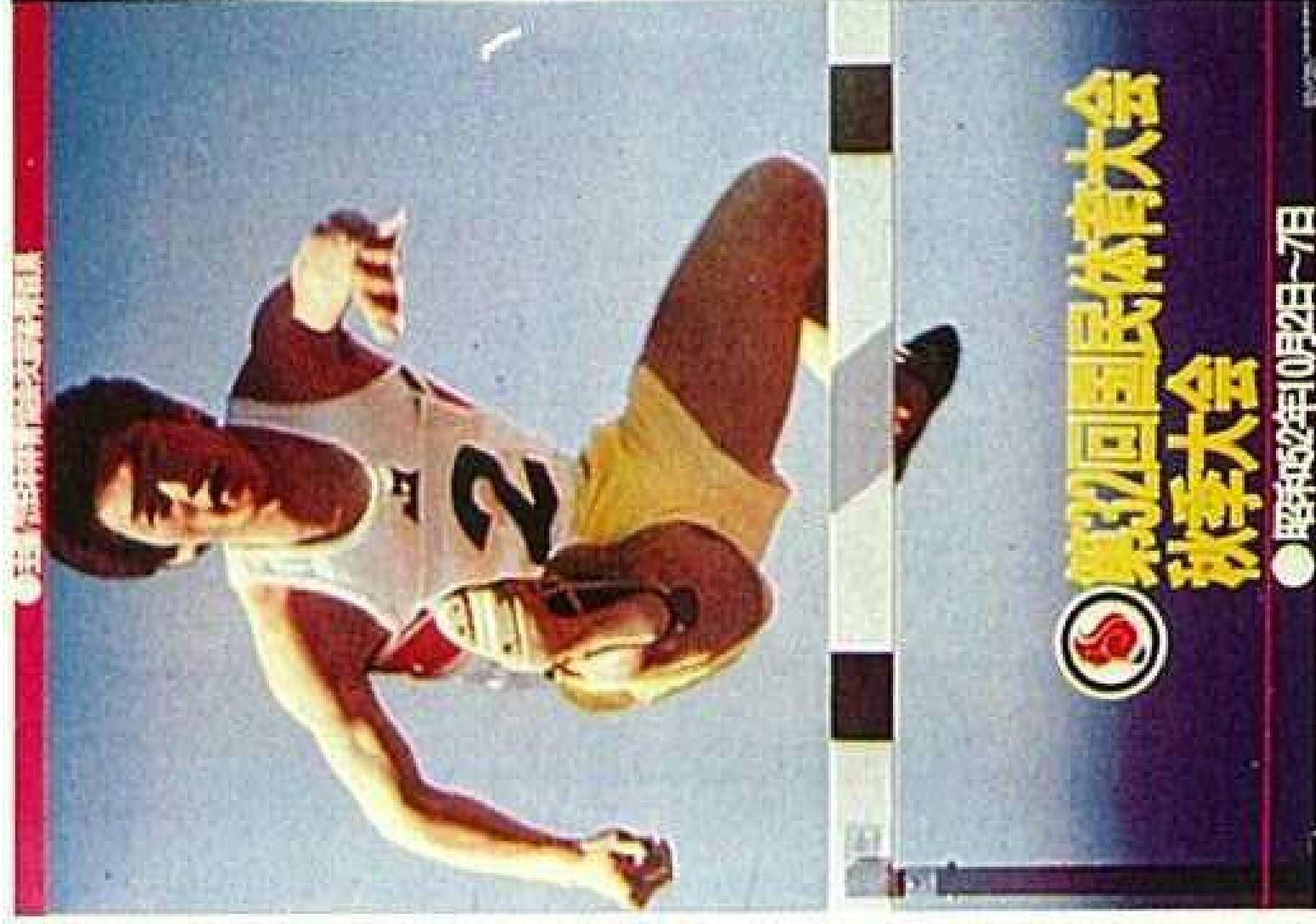


あすなろ国体で使用されたポスター・シンボルマーク

1 ポスター（愛称・スローガンなし）



夏季大会総合ポスター



秋季大会総合ポスター

参考資料 4



冬季大会(スキー)ポスター



第32回国民体育大会冬季大会

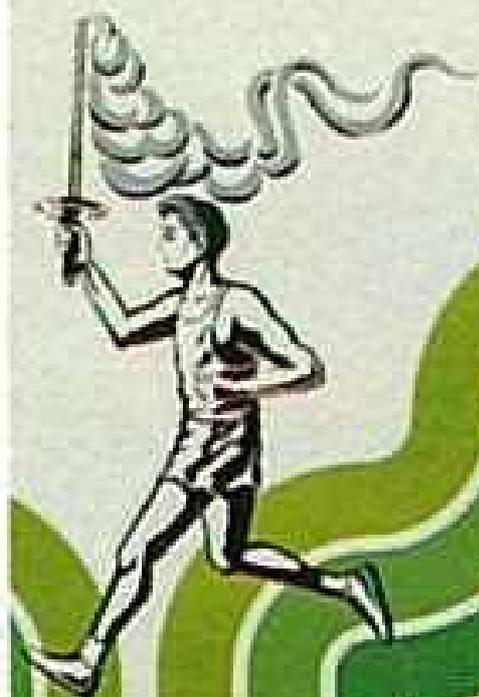
● 1980年12月15日(土)〜19日(水) 札幌市・札幌市立中央体育館



2 ポスター（愛称・スローガンあり）

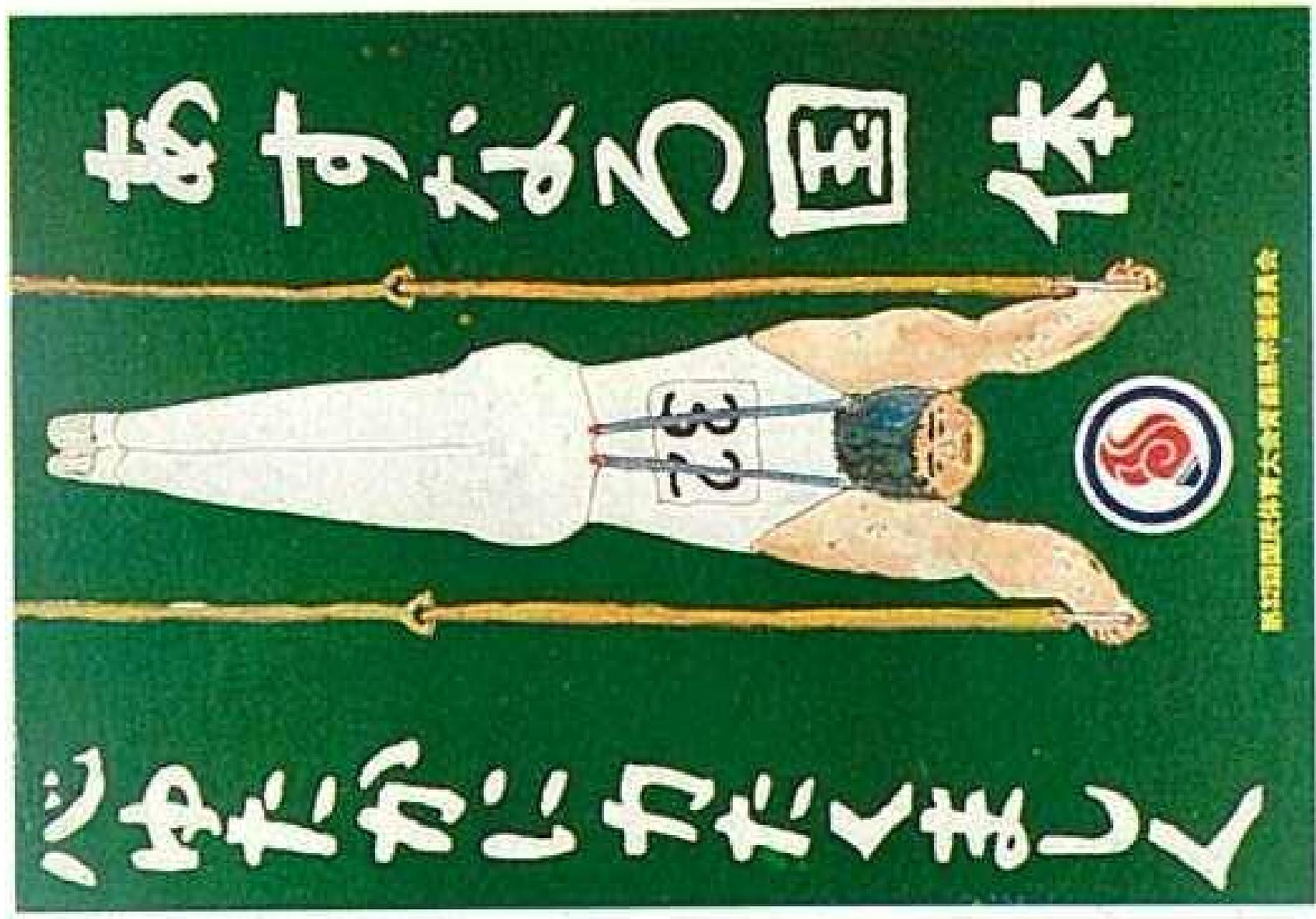


心ゆたかに
力たくましく



 あすなろ国体

© 2008 日本体育協会 東京オリンピック委員会



3 シンボルマーク



シンボルマーク

青森国体のテーマ「あすなろ」を図案化したもので、メインカラーの緑一色であらわした三本のあすなろは、冬、夏、秋の完全国体と、ひたすらあすを目指して成長に努める未来志向の姿を象徴したものである。

4 マスコットキャラクター

無し



2024 滋賀国体

第79回国民体育大会
第24回全国障害者スポーツ大会

デザイン：澤谷 亮 成安造形大学

The 77th National Sports Festival 2022 in TOCHIGI



2022年(平成34年) 栃木県で国体 を開催します!



昭和55年以来42年ぶりに国民体育大会(国体)を開催します!
国内最大のスポーツの祭典です!



開催までのスケジュール

8年前:平成26年(2014年) 準備委員会設立

5年前:平成29年(2017年) 開催内定

3年前:平成31年(2019年) 開催決定

開催年:平成34年(2022年) 第77回国民体育大会開催



第77回国民体育大会栃木県準備委員会事務局 (栃木県教育委員会事務局内事務室)
〒320-8501 栃木県宇都宮市城田1-1-20 TEL. 028-623-3522 FAX 028-623-3527

The 77th National Sports Festival 2022 in TOCHIGI



2022年(平成34年) 栃木県で国体 を開催します!



昭和55年以来42年ぶりに国民体育大会(国体)を開催します!
国内最大のスポーツの祭典です!

栃木県庁 企画課

- 8年前:平成26年(2014年) 準備委員会設立
- 5年前:平成29年(2017年) 開催内定
- 3年前:平成31年(2019年) 開催決定
- 開催年:平成34年(2022年) 第77回国民体育大会開催



第77回国民体育大会栃木県準備委員会事務局 (栃木県庁教育委員会事務局内)
TEL 028-6223-3522 FAX 028-6223-3527

参考資料5



2024 滋賀国体

第79回国民体育大会
第24回全国障害者スポーツ大会

デザイン: 澤谷 亮 成安造形大学

第80回国民体育大会広報基本方針（案）

第80回国民体育大会（以下「大会」という。）の広報活動は、第80回国民体育大会開催基本方針に基づき、開催意義を広く周知し、その理解を深めることにより、大会への参加意識の高揚を図り、県民の積極的な参加を実現するとともに、大会開催と青森の魅力を全国に発信するため、次のとおり実施する。

- 1 県・市町村、関係機関・団体、企業、NPO、ボランティア団体、本県ゆかりのアスリート等との緊密な連携と協力のもとに、各種の広報媒体を計画的かつ効果的に活用し、大会の積極的な広報に努める。
- 2 報道機関との連携や多様なメディアの活用により、大会に関する情報を迅速かつ広域的に伝達するとともに、青森のあらゆる魅力を全国に発信する。
- 3 大会を象徴し、広く県民に愛されるような大会愛称やスローガン、マスコット等を制定し、その普及を図ることにより、大会開催の機運を高める。
- 4 大会の記録映像及び記録写真集等を制作し、その感動と興奮を永く記録にとどめ、大会開催の成果を青森の財産として未来へ継承する。

第 80 回国民体育大会広報基本計画（案）

第 80 回国民体育大会（以下「大会」という。）の広報活動については、第 80 回国民体育大会広報基本方針に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。

1 愛称・スローガン等による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等を制定し、普及する。

- (1) 愛称・スローガン等の制定及び普及
- (2) マスコットの制定及び普及
- (3) イメージソング等の制定及び普及

2 印刷物等による広報

各種印刷物の作成、既存の広報紙等の活用及び各種広報物品を作成し、積極的な広報活動を展開する。

- (1) 広報紙の発行
- (2) ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成
- (3) 各種ガイドブックの作成
- (4) 県・市町村、関係機関・団体及び企業等の刊行物（広報紙等）の活用
- (5) 広報グッズ等の作成

3 多様なメディアによる広報

報道機関との連携及びインターネットなど多様なメディアの活用により、迅速かつ広域的な広報活動の展開を図る。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等による広報活動の推進
- (2) 県、市町村の広報活動の活用
- (3) ホームページ、ソーシャルメディア等の活用

4 イベント等による広報

大会開催までの節目などにおいてイベントを開催するとともに、各種イベント等と連携した広報活動を実施する。

- (1) 開催内定イベント、開催決定イベント等の開催
- (2) 県・市町村、関係機関・団体、企業、NPO、ボランティア団体、県内公立・私立学校、大学等において実施する各種イベント等におけるPR活動等の実施

5 屋外広告物による広報

広告塔や横断幕等を設置して大会開催の広報に努める。

- (1) 広告塔、歓迎塔、歓迎アーチ等の設置
- (2) 横断幕、懸垂幕等の設置
- (3) 案内板、カウントダウンボード等の設置

6 映像による広報

県民の参加意識の高揚を図るため、映像を活用した広報を実施する。

- (1) 前回国体（あすなろ国体）や国体先催県の記録映像（DVD等）の貸出及びホームページ上での公開
- (2) 広報用映像（DVD等）の制作及び貸出

7 記録映像等の制作

大会の成果を永く記録にとどめるため、記録映像等を制作する。

- (1) 大会記録映像（DVD等）の制作
- (2) 大会記録写真集の制作

8 参加章等の作成

大会の開催を記念し、大会参加章や記念章等を作成する。

- (1) 参加章、記念章等の作成
- (2) 記念グッズ等の作成

9 その他

その他、第80回国民体育大会広報基本方針に基づき、効果的な広報を実施する。

なお、大会開催時の報道活動に関し、その円滑な運営を図るため、報道機関による組織を別途設置する。

第 80 回国民体育大会青森県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 80 回国民体育大会青森県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

2 委員長及び副委員長は、第 80 回国民体育大会青森県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 8 月 31 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 19 日一部改正）

この規程は、平成 29 年 4 月 19 日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関する事 2 会場地選定に関する事 3 県及び会場地市町村の業務分担に関する事 4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関する事 2 文化プログラムに関する事 3 他の専門委員会に属さない事項に関する事
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等の基本的事項に関する事 2 競技運営に係る計画の立案に関する事 3 競技用具の整備計画に関する事 4 その他競技運営に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関する事 2 競技役員等の養成及び編成に関する事 3 競技用具整備の推進に関する事 4 デモンストレーションスポーツに関する事 5 リハーサル大会に関する事 6 競技記録に関する事 7 その他競技運営に関する事
施設専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の基本的事項に関する事 2 開・閉会式会場及び関連施設整備の基本的事項に関する事 3 情報通信施設整備の基本的事項に関する事 4 その他施設に係る重要事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の整備に関する事 2 開・閉会式会場及び関連施設の整備に関する事 3 情報通信施設の整備に関する事 4 その他施設に関する事
広報・県民運動専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に関する事 2 県民運動の基本的事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び啓発の実施に関する事 2 県民運動の推進に関する事

	<p>3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること</p>	<p>3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること 4 報道機関との調整に関すること 5 記録映像及び記録写真に関すること 6 その他広報及び県民運動に関すること</p>
--	------------------------------------	---